

あおもり子育て応援わくわく商店街募集要項

1 趣旨

この要項は、あおもり子育て応援わくわく商店街事業実施要綱5に基づき、妊婦及び18才未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む）の子ども連れの家庭（以下「子育て家庭等」という。）を応援するための取組を実施する「あおもり子育て応援わくわく商店街」（以下「わくわく商店街」という。）の募集方法等について定めるものとする。

2 わくわく商店街のサービスの内容及び方法

（1）サービスの内容

次のいずれかであり、その具体的な内容はわくわく商店街が任意に設定できる。

なお、個別の店舗で行う料金の割引・特典等のサービスや、子育て家庭のおでかけに配慮したサービスは、「あおもり子育て応援わくわく店」として別途認定・登録するため、対象外とする。

ア 子育て家庭を応援するおとくなサービスの提供

（例：子育て応援商品券発行、お菓子や粗品贈呈等）

イ 子育て家庭を応援するフェアやイベントの実施

ウ 子育て家庭が交流できる場の設置（子育て支援施設、キッズ広場等）

エ 子育て家庭のおでかけに配慮した設備・サービスの提供

（例：優先駐車場、託児サービス、宅配サービス、子育て情報誌発行等）

（2）留意事項

ア おとくなサービスの提供は、子どものみ、または子どもを連れていない親等のみの場合等は、原則としてサービスの提供は行わない。ただし、わくわく商店街の判断により、子ども連れで来店できない事情のある家庭が、健康保険証等対象家庭であることを確認することができる証明書を提示した場合は、これを確認してサービスを提供することができる。

イ わくわく商店街は、サービスを提供するために、必要に応じて、健康保険証等、対象家庭であることを証明できるものの提示を求めることができる。

（3）本事業への協力

わくわく商店街は、本事業の広報及び啓発等に積極的に協力するとともに、商店街加盟店舗のあおもり子育て応援わくわく店事業協賛の促進を図るものとする。

3 わくわく商店街の募集方法

（1）応募資格

青森県内の商店街等とし、本要項2に定める事業を、事業開始日又は応募日から1年以上行うこと。

（2）応募方法及び登録

ア 応募方法

協賛申込書（別紙1）を7に定める事務局へ郵送・FAX・電子メール等で送付することによる。

イ 登録

事務局は、申込内容を確認し、児童の健全育成上問題がないと認められ、かつ、本要項2及び3（1）に定める基準を満たしていると認められる場合は、わくわく商店街として登録し、登録証を交付する。

ウ 周知

事務局は、登録したわくわく商店街のサービス内容等を事業ホームページに掲載し紹介する。

4 わくわく商店街の募集時期等

わくわく商店街の募集は、平成26年2月5日から開始する。

なお、県は、県広報や事業ホームページ、チラシの配布等の他、市町村や関係団体等と連携を図り、広くわくわく商店街の募集に努めるものとする。

5 登録内容の変更

わくわく商店街は、登録内容を変更する場合は、原則としてその10日前までに変更届（別紙2）を事務局に提出しなければならない。

6 わくわく商店街登録の解除

（1）任意の解除

わくわく商店街は、協賛商店街登録の解除を希望する場合は、原則としてその10日前までに解除願（別紙3）を事務局に提出しなければならない。

（2）事務局による解除

事務局は、登録されたわくわく商店街が、本要項2及び3（1）に定める基準に適合しなくなったと認める場合、その登録を解除することがある。

7 わくわく商店街募集等の事務局

（1）わくわく商店街の募集に係る事務局は、青森県子ども家庭支援センターに置く。

（2）その他事業全般の問い合わせ先は、青森県健康福祉部こどもみらい課とする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成26年2月5日から施行する。

(別紙 1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

(住所) 〒
(商店街等の名称)
(代表者の氏名)

印

あおもり子育て応援わくわく商店街事業 協賛申込書

あおもり子育て応援わくわく商店街事業の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛を申し込みます。

商店街等の名称	(フリガナ)
所在地	
サービスの内容	実施するサービスの□にチェックを入れ、()に詳しい内容をご記入ください。 ☐ 子育て家庭を応援するおとくなサービスの提供 () ☐ 子育て家庭を応援するフェアやイベントの実施 () ☐ 子育て家庭が交流できる場の設置 () ☐ 子育て家庭のおでかけに配慮した設備・サービスの提供 ()
商店街の紹介・ PRコメント (200 字以内)	

電話番号			FAX 番号	
ホームページ URL			メールアドレス	
担当者 (ホームページ 非表示) ※この項目は、事務局が必要に応じて申込内容を確認する以外の目的には使用いたしません。	お名前			
	連絡事項			
	電話番号		メールアドレス	

【お申し込み先】

青森県子ども家庭支援センター

〒030-0822 青森市中央3丁目17-1 アピオあおもり内

TEL 017-732-1011 FAX 017-732-1073

E-mail wakuwaku@apio.pref.aomori.jp

青森県知事 殿

(住所) 〒
(商店街等の名称)
(代表者の氏名)

印

あおもり子育て応援わくわく商店街事業協賛申込書

あおもり子育て応援わくわく店商店街事業の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛を申し込みます。

商店街等の名称	(フリガナ)
所在地	青森市長島
サービスの内容	実施するサービスの口にチェックを入れ、() に詳しい内容をご記入ください。 ☒ 子育て家庭を応援するおとくなサービスの提供 (★子育て応援商品券 (10,000 円で 11,000 分の商品券) を発行しています。 ★毎週☆曜日は子育て応援の日(お買い物のお子様連れのお客様に◆◆を プレゼント等) ☒ 子育て家庭を応援するフェアやイベントの実施 (★〇月に親子向けイベント「〇〇〇」開催 ★毎月〇日に、〇〇市(新鮮野菜販売、子ども遊び広場等) 実施 ☒ 子育て家庭が交流できる場の設置 (★商店街の一角の子育てサロン「〇〇〇」に、授乳室やベビーベッドを準備 していますので、小さなお子様連れの方も安心してご利用いただけます。 ☒ 子育て家庭のおでかけに配慮した設備・サービスの提供 (★商品無料配送…〇〇近郊の方には、無料で商品をお届けします。 ★子育て応援情報誌、子育て応援MAPを発行しています。
商店街の紹介・PR コメント (200 字以内)	

電話番号			FAX 番号	
ホームページ URL			メールアドレス	
担当者 (ホームページ 非表示) ※この項目は、事務局が必要に応じて申込内容を確認する以外の目的には使用いたしません。	お名前			
	連絡事項			
	電話番号		メールアドレス	

【お申し込み先】

青森県子ども家庭支援センター

〒030-0822 青森市中央3丁目17-1 アピオあおもり内
 TEL 017-7232-1011 FAX 017-732-1073
 E-mail wakuwaku@apio.pref.aomori.jp

(別紙2)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

(住所) 〒

(店舗等名)

(代表者の氏名)

印

あおもり子育て応援わくわく商店街事業登録変更届

登録されているあおもり子育て応援わくわく商店街の内容を、下記のとおり変更したいので、あおもり子育て応援わくわく商店街事業協賛店舗等募集要項5の規定により届け出ます。

記

1 登録内容変更年月日

2 登録内容
(変更前)

(変更後)

3 担当者

(氏名)

(連絡先)

(別紙3)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

(住所) 〒

(店舗等名)

(代表者の氏名)

印

あおもり子育て応援わくわく商店街事業登録解除願

登録されているあおもり子育て応援わくわく商店街の内容を、下記のとおり解除したいので、あおもり子育て応援わくわく商店街事業協賛店舗等募集要項6の規定により提出します。

記

1 登録解除年月日

2 理由

3 担当者

(氏名)

(連絡先)